

委託業務特記仕様書

1 委託名

令和3年度簡易診断技術者派遣等事業委託業務

2 趣旨・目的

本事業は、住宅の耐震化率を上げるため、簡易診断技術者等の派遣に関する業務を実施することを目的とする。

3 履行期間

契約締結の翌日から令和4年3月9日(水)まで

4 業務内容

本業務の概要は以下のとおりであるが、詳細内容については、プロポーザル方式の技術提案により、受注者との協議のうえ決定する。

(1) 簡易診断技術者等派遣業務

① 受付業務

- ・簡易診断及び塩分分析の同時受付件数は25件程度、塩分分析調査の受付件数は5件程度とする。

② ①により受け付けた住宅について簡易診断技術者等の派遣

- ・簡易診断技術者等とは、「旧耐震基準建築物の簡易診断マニュアル(平成28年3月)」(沖縄県土木建築部建築指導課)に基づく簡易診断、及び「不適格建築物の倒壊危険性簡易判定マニュアル(平成30年7月)」(沖縄県土木建築部建築指導課)に基づく塩分分析調査を行う技術者をいう。診断および調査の概要は、別添資料のとおりである。詳細な内容は建築指導課から資料を貸与する。
- ・簡易診断技術者等については、県建築指導課から名簿の提供を行う。
- ・簡易診断技術者等派遣にあたっては、建築士法に抵触しないように実施すること。
- ・簡易診断に係る住宅所有者の負担額は、10,000円程度(税別)を上限とし、塩分分析調査に係る住宅所有者の負担額は、3,000円程度(税別)を上限とすること。なお、診断および調査の実施にあたり船賃又は航空運賃等を要する場合は、受託者は簡易診断技術者等及び所有者等と協議のうえ、必要な経費を所有者等へ求めることができるものとする。
- ・①により簡易診断または塩分分析調査を受け付けた住宅は、履行期間中に簡易診断または塩分分析調査を実施しなければならない。ただし、派遣できる簡易診断技術者等がない場合は、県と協議する。

③ 簡易診断判定結果及び塩分分析調査結果のとりまとめ及び統計分析結果の報告

④ 簡易診断技術者等派遣に係る所有者等へのアンケート等による住宅の耐震化意向調査

(2) 耐震診断・耐震改修に係る相談窓口の設置

県民等からの耐震診断・耐震改修に係る相談に対応できる窓口を設置する。

対象：県民等(沖縄県内の住宅・建築物の所有者、建築士、行政関係者など)

対応方法：電話、対面、メール等による相談に対し、関係機関と連携のうえ、技術者又は指導技術者において回答する。

相談対応及び報告書作成を60件程度想定している。

相談窓口の日時等を受託者のホームページで周知すること。

関係機関：県建築指導課、沖縄県建築士事務所協会、日本建築構造技術者協会九州支部沖縄地区会

報告事項：以下の内容を記載した報告書を作成すること。

相談票：①相談日、②相談者氏名、電話番号、③所有者・建築士などの区分
④相談方法（電話・対面・メール）、⑤市町村名
⑥建築物種別（建築年、用途、構造、階数・延べ床面積）
⑦相談内容（件名、内容、回答、回答者）、⑧その他必要な事項
集計表：相談票を区分や内容別などで集計し、一覧表を作成する。

(3) コンクリートブロック塀及び簡易診断に係る普及啓発活動

県内建築士向けのコンクリートブロック塀に関する普及啓発や情報提供を行う。また、県内市町村に対し、簡易診断事業の情報提供及び広報誌掲載依頼を行う。なお、項目については、下記のとおりであるが、甲乙協議により効果が期待できると判断した場合、変更できるものとする。

- ① 市町村訪問・広報誌掲載調整
- ② コンクリートブロック塀倒壊の動画作成

(4) 既存コンクリートブロック塀補強工法セミナーの実施

県内建築士向けのコンクリートブロック塀に関するセミナーを実施する。なお、項目については、下記のとおりであるが、甲乙協議により効果が期待できると判断した場合、変更できるものとする。

- ① 既存コンクリートブロック塀補強工法セミナー開催
- ② コンクリートの複合劣化に関する資料作成
- ③ ①のセミナー資料の編集・作成
- ④ ①のセミナーWEB開催に関する作業
- ⑤ ①のセミナー名簿登録

5 関係法令等の遵守

本業務を実施するに当たっては、本特記仕様書のほか、関係法令、規則、通達等、並びにポータル方式により提出された技術提案書を遵守しなければならない。

6 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

(2) 個人情報保護

受託者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号）に基づき、その取扱いに十分留意すること。

(3) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(4) 関係書類の整備・保存

委託業務の実施に当たっては、業務により作成又は提供された関係書類を適切に保管すること。尚、保管期間は5年間とする。

(5) 関係書類の権利

本業務により作成した関係書類の著作権、使用权等の諸権利は、原則発注者と共有するものとする。

7 協議

本仕様書に明示なき事項、または業務上で疑義が発生した場合は、速やかに発注者と協議すること。

8 報告及び成果物

- (1) 着手時【発注者からの承認を得ること】

① 着手届

② 技術者等通知書及び技術者等経歴書

・管理技術者は一級建築士であり以下いずれかの資格保有者であること。

a 構造設計一級建築士

b 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省第28号）第5条第1項第1号に定める耐震診断資格者

c 沖縄県民間住宅耐震診断・改修等事業に係る沖縄県耐震技術者

・担当技術者は以下いずれかの資格保有者であること。

a 一級建築士

b 二級建築士

c 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省第28号）第5条第1項第1号に定める耐震診断資格者

d 沖縄県民間住宅耐震診断・改修等事業に係る沖縄県耐震技術者

③業務計画書

(2) 月報（毎月5日までに提出）

①事業実施状況報告書（事業報告書、業務実施報告書）

②耐震相談窓口に係る相談票及び集計表

(3) その他（随時）

①業務打合せ簿

②簡易診断技術者等名簿

(4) 完了時

①完了報告書

②引渡書

③事業成果票

④事業実施状況報告書

⑤各報告書

・簡易診断技術者等派遣業務

・耐震診断・耐震改修に係る相談窓口の設置

・コンクリートブロック塀及び簡易診断に係る普及啓発活動

・既存コンクリートブロック塀補強工法セミナーの実施

9 打合せ等

本業務の実施に当たっては、業務実施日程表に従って行い、管理技術者は事前に十分係員と打合せを行い、手戻りを生じないように努めなければならない。また、作業打合せ簿を作成し、担当職員へ提出確認を行った後、相互にその打合せ簿を一部ずつ保管するものとする。なお、業務の進捗状況及び業務内容の打合せについては、原則3回程度を予定とする。

10 費用について

専門家の意見を聞いた場合の報酬等、業務を遂行するにあたって必要な費用は、業務請負額に含まれるものとする。

11 成果物

(1) 業務報告書 1部

(2) 上記(1)に係る電子記録媒体 一式

12 成果物の検査

本業務は、成果品の検査の合格をもって完了とする。また、完了後において不適合が発見され

た場合は修正、又は再作業を行うものとする。

13 成果物の帰属

本業務の成果物は、全て県の管理及び帰属とする。なお、受託者側でも同様のものを5年間保管するものとする。